

新居浜市過疎地域自立促進計画

(平成28年度～平成32年度)

新 居 浜 市

新居浜市過疎地域自立促進計画目次

1	基本的な事項	1
	（1）新居浜市の概況	
	（2）人口及び産業の推移と動向	
	（3）行財政の状況	
	（4）地域の自立促進の基本方針	
	（5）計画期間	
	（6）公共施設等総合管理計画（新居浜市アセットマネジメント推進基本計画）との整合	
2	産業の振興	19
	（1）現況と問題点	
	（2）その対策	
	（3）事業計画	
3	交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	24
	（1）現況と問題点	
	（2）その対策	
	（3）事業計画	
4	生活環境の整備	27
	（1）現況と問題点	
	（2）その対策	
	（3）事業計画	
5	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	31
	（1）現況と問題点	
	（2）その対策	
	（3）事業計画	
6	医療の確保	33
	（1）現況と問題点	
	（2）その対策	
	（3）事業計画	
7	教育の振興	35
	（1）現況と問題点	
	（2）その対策	
	（3）事業計画	
8	地域文化の振興等	37
	（1）現況と問題点	
	（2）その対策	
9	集落の整備	38
	（1）現況と問題点	
	（2）その対策	
	（3）事業計画	

10	その他地域の自立促進に関し必要な事項	40
	（1）現況と問題点	
	（2）その対策	
	（3）事業計画	
11	事業計画（平成28年～32年度）過疎地域自立促進特別事業分	42

1 基本的な事項

(1) 新居浜市の概況

ア 市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

平成15年4月1日、新居浜市は別子山村を編入合併し、新生「新居浜市」として新たなスタートを切った。同日付けの総務省・農林水産省・国土交通省告示第7号において、新居浜市の区域のうち旧別子山村の区域は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第33条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域として公示された。

本市は、愛媛県の東部に位置し、北は瀬戸内海の中央燧灘に面し、南は四国山地、西は西条市、東は四国中央市と接している。

総面積は、234.46km²でその73%が山岳丘陵地となっている。そのうちの別子山地域は、面積72.83km²で、市街地南側の1,700m級の赤石山系を越えたところにある吉野川の支流である銅山川の最上流地域を占める山岳地である。

別子山地域の気候は、四季の変化が著しく、過去20年間の冬季平均気温は0.6℃、夏季平均気温は20.9℃である。過去20年間の9時の平均気温は11.2℃であり、夏季は冷涼、冬季は寒冷である。また、過去5年間の降水量は年平均3,330mmで、6～9月の4か月間に全降水量の55.3%を占める。これは梅雨、台風シーズンにまとまって降雨があるからである。

別子山地域の北面山岳地は、愛媛県指定自然環境保全地域の赤石山系であり、「ヒメコマツ」「ツガザクラ」を代表とする県指定自然高山植物群生が赤い奇岩と共に素晴らしい景観を呈しており、愛媛県指定天然記念物「赤石山の高山植物」にも指定されている。

さらに、北面山岳西部には、かつて産銅日本一を誇った別子銅山の産業遺産があり、栄枯盛衰の姿を今にとどめている。

別子山地域の始まりは、寿永4年、源平屋島の合戦に敗れた平家の一族が安住の地を求め、住み着いたという説と、近江又は山城の国から近藤一族が移住してきたという2説がありいずれも定かではないが、平家一族が住んだ所は「豊後」「余慶」「葛箆尾」の地名が残り、近藤一族が住んだ所は「瓜生野」「大湯」の地名と共に山城八幡神社が残されている。

その後、元禄4年別子銅山の開坑以来、住民の生活は銅山の鉱石採掘、鉱山用薪炭の生産等の労務で生計を立てられるようになり、政治、経済、文化、その他日常生活全般にわたり銅山を中心にした生活圏が形成され、明治中期には人口12,000人を超えるほどの繁栄をもたらしたが、公害、災害に加え、採掘現場が下部に掘り進むに従い、多くの鉱山労働者が新居浜市側へ転居していった。別子銅山は住友発祥の地として元禄時代より280有余年、銅を産出し続けたが、労働環境の悪化、経済的要因等により昭和48年筏津坑の閉坑を最後についに全山休山となった。

休山までは住民の生活も比較的安定していたが、休山後唯一の働き場が途絶え、さらに鉱産税等の収入もなくなったことは当時の村財政にも大きく影響した。また、新居浜への唯一の交通機関であった「東平」～「日浦」間の鉱山鉄道も閉鎖、医療機関の廃止等住民の生活環境も大きく変化していった。

休山後40年余りが経過し、その間各種の観光・宿泊施設の整備、第三セクター方式による有限会社別子木材センターの設立、大永山トンネルの完成、富郷ダム建設に伴う県道付替2車線道路の完成、さらに旧村を縦貫する2つの主要地方道のうち「高知伊予三島線」は整備済みであり、「新居浜別子山線」は2車線化の道路改良工事が急ピッチで進み、交通環境は着々と整備されている。

道路の整備が進んだことにより、新居浜市街地、四国中央市からの移動時間が短縮されたこと、都市住民の自然への指向性、価値観が高まる中で別子山の豊かな自然と美しい景観、素朴な人とのふれあいを求める観光客が大幅に増加している。

公共施設については、福祉センター、活性化推進住宅、森林公園ゆらぎの森等が整備され、定住や観光のための拠点づくりが行われている。

イ 別子山地域における過疎の状況

全国2番目の小さな自治体へと過疎化が進んだ一番の原因は別子銅山の休山であったが、加えて自然条件、公共施設、交通網、医療機関等の不備もその一因であった。

昭和51年に過疎地域として公示後、過疎化を食い止めるために、昭和61年、第三期山村振興事業により、第三セクター方式による有限会社別子木材センターを設立、就労の場を提供した。これによりUターン組も見られ、新規の雇用にも結び付いた。

また、平成12年には、第三セクター方式による有限会社悠楽技を設立、営業を開始し、同社が村から委託を受けて管理運営した森林公園ゆらぎの森にもI・Jターナーが就職するなど、活気が感じられた。また、定住者の受入れ住宅として、活性化推進住宅の建築も行ったが、人口の減少は続いており、過疎化や高齢化に歯止めはかかっていない。

今後も人口の大幅な増加は期待できないと思われるが、市域全体で連携を持ちながら、別子山地域の特色を活かした施策計画によって、自立を図っていくことが必要である。

ウ 別子山地域の社会経済的発展の方向の概要

平成15年の新居浜市との合併後、別子山地域においては、診療所の開設、消防無線中継局の開設、携帯電話不感地帯の解消、地域バスの運行など活性化を目的とした様々なインフラ整備を実施し、地域住民の生活環境が改善された。

また、地域内の経済状態は、公共事業の減少や価格競争の激化により地元建設事業者の廃業もみられたが、有限会社別子木材センターは、別子山地域内の経済活動の拠点として安定的な経営が継続されており、今後も、新規事業への取組や計画的な雇用など、地域の活性化を担うものと期待されている。有限会社悠楽技は平成25年に解散したが、森林公園ゆらぎの森の管理運営については、平成24年以降は民間事業者へ委託し、別子山地域の観光施設として安定的経営が継続している。

別子山地域は溪谷、山岳、産業遺産、高山植物等、自然・歴史の資源に恵まれており、大永山トンネルの完成、富郷ダム付替道路の完成、県道の改良促進により新居浜市街地、四国中央市からの移動時間の短縮が図られ、豊富な自然を求める観光客が増加してきている。また、水辺空間、森林空間の活用も考えることが必要であるため、幹線となる主要地方道新居浜別子山線の早期の完全な整備が望まれる。

(2) 人口及び産業の推移と動向

別子山地域の人口の推移を表1-1(1)(旧別子山村)で見ると、昭和48年に別子銅山が休山したため、昭和40年の1,734人から昭和50年の403人と、10年間で76.8%減少した。人口はその後も減少し続け、平成22年には173人となり、昭和40年からの45年間で1,561人減少し、減少率は90.0%となっている。

なかでも0歳から14歳までの人口については、昭和40年の559人から平成22年には9人、減少率は98.4%と激減している。また、15歳から29歳までの若年者人口については、昭和40年の326人から平成22年には8人であり、減少率は97.5%である。

また、人口の減少に反比例して65歳以上の高齢者比率は年々高くなり、昭和40年には4.7%の高齢者比率が、平成22年には48.6%と、地域の2人に1人が高齢者となっており、若年層の大幅な減少と高齢化が進展している。

新居浜市全域に目を転じ、表1-1(1)(新居浜市全体)を見ると、今後も人口減少の傾向が続き、平成17年には123,952人であった人口が、平成22年には121,735人と減少している。減少傾向は今後も続き、表1-1(3)人口の見通しを見ると、平成47年には10万人を割り、生産年齢人口が大幅に減少する一方、高齢人口(65歳以上)は年少人口(15歳未満)の約3.0倍となることが予想されている。

産業別人口の推移については、表1-1(4)(旧別子山村)を見ると、第一次産業の構成比が昭和60年の41%から、平成2年には20.5%と半減しているが、木材価格の低迷や、後継者不足などによる林業生産の低下により、林業が低迷したことによるものと思われる。平成17年、平成22年と第一次産業就業人口比率は増加しているものの、実数で見れば横ばいの状態であり、第二次産業及び第三次産業従事者の減少により、相対的に構成比が増加したものと考えられる。第二次産業については、昭和48年の別子銅山の閉山により、昭和45年の40%から昭和50年には20.7%と激減したが、昭和61年には別子木材センターの設立もあり、構成比が増加したものの、平成12年以降は減少傾向にある。第三次産業については、平成12年に森林公園ゆらぎの森が開設されたことにより、平成7年の50.6%から平成12年には60.7%へ増加している。

表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

旧別子山村

区 分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 1,816	% △4.5	人 1,734	% △44.7	人 959	% △58.0	人 403	% △72.0	人 397	% △1.5
0 歳～14 歳	655	△14.7	559	△50.8	275	△72.0	77	△22.1	60	△22.1
15 歳～64 歳	1,100	△0.5	1,094	△44.7	605	△57.7	256	△25.0	271	5.9
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	455	△28.4	326	△68.7	102	△56.9	44	25.0	55	25.0
65 歳以上 (b)	61	32.8	81	△2.5	79	△11.4	70	66	△5.7	△5.7
(a)/総数 若年者比率	% 25.1	% 18.8	% —	% 10.6	% —	% 10.9	% —	% 13.9	% —	% —
(b)/総数 高齢者比率	% 3.4	% 4.7	% —	% 8.2	% —	% 17.4	% —	% 16.6	% —	% —

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 356	% △10.3	人 318	% △10.7	人 319	% 0.3	人 277	% △13.2
0 歳～14 歳	50	△16.7	42	△16.0	31	△26.2	23	△25.8
15 歳～64 歳	228	△15.9	198	△13.2	193	△2.5	158	△18.1
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	41	△25.5	24	△41.5	37	54.2	24	△35.1
65 歳以上 (b)	78	18.2	78	0.0	95	21.8	96	1.1
(a)/総数 若年者比率	% 11.5	% —	% 7.5	% —	% 11.6	% —	% 8.7	% —
(b)/総数 高齢者比率	% 21.9	% —	% 24.5	% —	% 29.8	% —	% 34.7	% —

区 分	平成 17 年		平成 22 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 205	% △26.0	人 173	% △15.6
0 歳～14 歳	10	△56.5	9	△10.0
15 歳～64 歳	105	△33.5	80	△23.8
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	20	△16.7	8	△60.0
65 歳以上 (b)	90	△6.3	84	△6.7
(a)/総数 若年者比率	% 9.8	—	% 4.6	—
(b)/総数 高齢者比率	% 43.9	—	% 48.6	—

表 1-1 (2) 人口の推移 (住民基本台帳)

旧別子山村

区 分	平成 12 年 3 月 31 日		平成 17 年 3 月 31 日			平成 22 年 3 月 31 日		
	実 数	構成比	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数	人 290	—	人 234	—	% △19.3	人 196	—	% △16.2
男	人 138	% 47.6	人 110	% 47.0	% △20.3	人 91	% 46.4	% △17.3
女	人 152	% 52.4	人 124	% 53.0	% △18.4	人 105	% 53.6	% △15.3

区 分	平成 26 年 3 月 31 日			平成 27 年 3 月 31 日		
	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数 (外国人住民除く)	人 178	—	% △9.2	人 172	—	% △3.4
男 (外国人住民除く)	人 86	% 48.3	% △5.5	人 85	% 49.4	% △1.2
女 (外国人住民除く)	人 92	% 51.7	% △12.4	人 87	% 50.6	% △5.4
参 考	男 (外国人住民)	0	—	0	—	—
	女 (外国人住民)	0	—	0	—	—

表 1-1 (4) 産業別人口の動向 (国勢調査)

旧別子山 村

区 分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 813	人 869	% 6.9	人 535	% △38.4	人 232	% △56.6	人 213	% △8.2
第一次産業 就業人口比率	% 46.1	% 34.1	—	% 34.2	—	% 43.5	—	% 39.4	—
第二次産業 就業人口比率	% 40.5	% 46.1	—	% 40.0	—	% 20.7	—	% 23.0	—
第三次産業 就業人口比率	% 13.4	% 19.7	—	% 25.8	—	% 35.3	—	% 37.6	—

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 166	% △22.1	人 156	% △6.0	人 158	% 1.3	人 145	% △8.2
第一次産業 就業人口比率	% 41.0	—	% 20.5	—	% 14.6	—	% 10.3	—
第二次産業 就業人口比率	% 14.4	—	% 34.6	—	% 34.8	—	% 29.0	—
第三次産業 就業人口比率	% 44.6	—	% 44.9	—	% 50.6	—	% 60.7	—

区 分	平成 17 年		平成 22 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 105	% △27.6	人 78	% △25.7
第一次産業 就業人口比率	% 15.2	—	% 17.9	—
第二次産業 就業人口比率	% 28.6	—	% 23.1	—
第三次産業 就業人口比率	% 56.2	—	% 59.0	—

表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

新居浜市全体

区 分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年	
	実 数		実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 127,504		人 126,889	% △0.5	人 126,992	% 0.1	人 132,115	% 4.0
0 歳～14 歳	41,251		33,340	△19.2	30,379	△8.9	31,865	4.9
15 歳～64 歳	80,399		86,590	7.7	88,222	1.9	89,645	1.6
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	33,401		34,550	3.4	32,963	△4.6	30,346	△7.9
65 歳以上 (b)	5,854		6,959	18.9	8,391	20.6	10,577	26.1
(a)/総数 若年者比率	% 26.2		% 27.2	—	% 26.0	—	% 23.0	—
(b)/総数 高齢者比率	% 4.6		% 5.5	—	% 6.6	—	% 8.0	—

区 分	昭和 55 年		昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 132,736	% 0.5	人 132,540	% △0.1	人 129,467	% △2.3	人 128,236	% △1.0
0 歳～14 歳	30,910	△3.0	28,438	△8.0	23,350	△17.9	20,052	△14.1
15 歳～64 歳	88,662	△1.1	88,088	△0.6	86,620	△1.7	84,601	△2.3
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	24,276	△20.0	22,626	△6.8	23,039	1.8	22,640	△1.7
65 歳以上 (b)	13,108	23.9	16,013	22.2	19,493	21.7	23,583	21.0
(a)/総数 若年者比率	% 18.3	—	% 17.1	—	% 17.8	—	% 17.7	—
(b)/総数 高齢者比率	% 9.9	—	% 12.1	—	% 15.1	—	% 18.4	—

区 分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 125,814	% △1.9	人 123,952	% △1.5	人 121,735	% △1.8
0 歳～14 歳	18,220	△9.1	17,132	△6.0	16,550	△3.4
15 歳～64 歳	80,263	△5.1	76,329	△4.9	71,730	△6.0
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	20,741	△8.4	17,404	△16.1	15,269	△12.3
65 歳以上 (b)	27,301	15.8	30,160	10.5	32,643	8.2
(a)/総数 若年者比率	% 16.5	—	% 14.0	—	% 12.5	—
(b)/総数 高齢者比率	% 21.7	—	% 24.3	—	% 26.8	—

表 1-1 (2) 人口の推移 (住民基本台帳)

新居浜市全体

区 分	平成 12 年 3 月 31 日		平成 17 年 3 月 31 日			平成 22 年 3 月 31 日		
	実 数	構成比	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数	人 129,172	—	人 126,708	—	% △1.9	人 125,413	—	% △1.0
男	人 61,965	% 48.0	人 60,619	% 47.8	% △2.2	人 60,041	% 47.9	% △1.0
女	人 67,207	% 52.0	人 66,089	% 52.2	% △1.7	人 65,372	% 52.1	% △1.1

区 分	平成 26 年 3 月 31 日			平成 27 年 3 月 31 日		
	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数 (外国人住民除く)	人 123,696	—	% △1.4	人 122,751	—	% △0.8
男 (外国人住民除く)	人 58,814	% 47.6	% △2.0	人 58,386	% 47.6	% △0.7
女 (外国人住民除く)	人 64,092	% 51.8	% △2.0	人 63,472	% 51.7	% △1.0
参 考 男 (外国人住民)	381	0.3	—	415	0.3	8.9
女 (外国人住民)	409	0.3	—	478	0.4	16.9

表 1-1 (3) 人口の見通し (国立社会保障・人口問題研究所 推計)

新居浜市全体

区 分	平成 22 年		平成 27 年		平成 32 年		平成 37 年	
	実 数		実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 121,735		人 118,308	% △2.8	人 114,262	% △3.4	人 109,579	% △4.1
0 歳～14 歳	16,556		15,593	△5.8	14,449	△7.3	13,119	△9.2
15 歳～64 歳	72,285		65,957	△8.8	62,273	△5.6	59,929	△3.8
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	15,442		14,550	△5.8	14,571	0.1	14,630	0.4
65 歳以上 (b)	32,894		36,758	11.7	37,540	2.1	36,531	△2.7
(a)/総数 若年者比率	% 12.7		% 12.3	—	% 12.8	—	% 13.4	—
(b)/総数 高齢者比率	% 27.0		% 31.1	—	% 32.9	—	% 33.3	—

区 分	平成 42 年		平成 47 年		平成 52 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 104,615	% △4.5	人 99,521	% △4.9	人 94,403	% △5.1
0 歳～14 歳	11,939	△9.0	11,188	△6.3	10,719	△4.2
15 歳～64 歳	57,323	△4.3	54,245	△5.4	49,584	△8.6
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	13,924	△4.8	12,898	△7.4	11,719	△9.1
65 歳以上 (b)	35,353	△3.2	34,088	△3.6	34,100	0.0
(a)/総数 若年者比率	% 13.3	—	% 13.0	—	% 12.4	—
(b)/総数 高齢者比率	% 33.8	—	% 34.3	—	% 36.1	—

表 1-1 (4) 産業別人口の動向 (国勢調査)

新居浜市全体

区 分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実 数		実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 49,977		人 53,773	% 7.6	人 59,651	% 10.9	人 57,255	% △4.0	人 58,604	% 2.4
第一次産業 就業人口比率	% 14.9		% 12.1	—	% 9.0	—	% 5.1	—	% 4.3	—
第二次産業 就業人口比率	% 46.8		% 44.8	—	% 45.1	—	% 44.3	—	% 41.4	—
第三次産業 就業人口比率	% 38.3		% 43.0	—	% 45.7	—	% 50.3	—	% 54.2	—

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 58,777	% 0.3	人 58,253	% △0.9	人 60,385	% 3.7	人 57,429	% △4.9
第一次産業 就業人口比率	% 4.0	—	% 2.9	—	% 2.8	—	% 2.0	—
第二次産業 就業人口比率	% 40.2	—	% 39.7	—	% 37.7	—	% 36.7	—
第三次産業 就業人口比率	% 55.7	—	% 57.4	—	% 59.4	—	% 61.2	—

区 分	平成 17 年		平成 22 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 56,024	% △2.4	人 54,462	% △2.8
第一次産業 就業人口比率	% 2.1	—	% 1.4	—
第二次産業 就業人口比率	% 33.3	—	% 31.5	—
第三次産業 就業人口比率	% 64.3	—	% 67.1	—

(3) 行財政の状況

本市の平成25年度歳入決算額は469億8,466万6千円、歳出決算額は453億9,392万5千円、実質収支が8億9,370万円の黒字、実質単年度収支においても4億4,873万1千円の黒字となっており、地方財政健全化法に基づく財政指標も引き続き健全性を維持している。

別子山地域においては、地域住民の生活に直結した交通基盤や産業基盤の整備を実施しており、今後も、新たな行政課題や住民の多様なニーズに的確に対応しながら地域づくりのための各種事務事業を計画的に執行するため、スリムで効率的な行政組織の確立を図るとともに、生活圏の拡大に応じた広域的な観点からの行政サービスの展開や、重点的な投資による基盤整備の推進などが求められている。

表 1-2 (1) 財政の状況 旧別子山村(単位：千円)

区 分	平成 1 2 年度
歳入総額 A	1,141,210
一般財源	824,195
国庫支出金	4,398
都道府県支出金	152,966
地方債	122,400
うち過疎債	100,000
その他	37,251
歳出総額 B	1,063,238
義務的経費	285,677
投資的経費	416,670
うち普通建設事業	406,044
その他	360,891
過疎対策事業費	213,829
歳入歳出差引額 C(A-B)	77,972
翌年度へ繰越すべき財源 D	0
実質収支 C-D	77,972
財政力指数	0.076
公債費負担比率(%)	16.3
実質公債比率	—
起債制限比率(%)	7.8
経常収支比率(%)	74.4
将来負担比率	—
地方債現在高	1,133,099

表 1 - 2 (1) 財政の状況

新居浜市全体(単位:千円)

区 分	平成 12 年度	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 25 年度
歳入総額 A	43,142,932	47,048,458	49,002,148	46,984,666
一般財源	30,095,860	32,022,197	31,877,748	31,894,828
国庫支出金	4,725,167	5,569,136	7,252,614	7,079,182
都道府県支出金	1,808,940	2,380,970	3,603,083	2,788,744
地方債	3,548,600	4,912,700	5,790,659	5,053,300
うち過疎債	—	72,900	76,400	329,500
その他	33,060,225	34,185,652	32,355,792	32,063,440
歳出総額 B	41,580,622	45,857,609	47,390,549	45,393,925
義務的経費	18,498,253	19,301,038	22,329,416	23,078,105
投資的経費	8,516,317	9,144,897	9,380,616	6,397,781
うち普通建設事業	8,490,323	6,920,580	9,380,616	6,288,366
その他	14,566,052	17,411,674	15,680,517	15,918,039
過疎対策事業費	—	247,169	338,641	359,209
歳入歳出差引額 C(A-B)	1,562,310	1,190,849	1,611,599	1,590,741
翌年度へ繰越すべき財源 D	542,069	797,588	414,120	697,041
実質収支 C-D	1,020,241	393,261	1,197,479	893,700
財政力指数	0.691	0.681	0.800	0.746
公債費負担比率(%)	15.0	14.1	16.4	16.8
実質公債費比率	—	—	7.2	6.5
起債制限比率(%)	11.1	9.6	7.9	7.8
経常収支比率(%)	74.6	79.9	76.2	80.1
将来負担比率	—	—	7.6	0.0
地方債現在高	38,311,249	49,314,584	48,217,443	47,776,886

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

旧別子山村

区 分	昭和 45 年度末	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末
市町村道					
改良率 (%)	—	50.3	69.6	70.2	74.6
舗装率 (%)	—	83.0	92.2	90.8	91.6
農 道					
延 長 (m)	—	—	—	—	931
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	1.5	2.1	5.1	7.2	—
林 道					
延 長 (m)	1,610	6,145.6	11,123.5	16,653.6	20,315.5
林地 1 ha 当たり林道延長 (m)	0.7	3.3		3.5	—
水道普及率 (%)	30.0	29.9		37.8	29.2
水洗化率 (%)	—	0.0		11.0	47.2
人口千人当たり病院、診療所 の病床数 (床)	—	—		—	0.0

区 分	平成 25 年度末
市町村道	
改良率 (%)	75.1
舗装率 (%)	91.6
農 道	
延 長 (m)	931
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	—
林 道	
延 長 (m)	20,426.5
林地 1 ha 当たり林道延長 (m)	—
水道普及率 (%)	71.3
水洗化率 (%)	60.7
人口千人当たり病院、診療所 の病床数 (床)	0.0

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

新居浜市全体

区 分	昭和 45 年度末	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末
市町村道					
改良率 (%)	—	—	—	53.7	58.8
舗装率 (%)	—	—	—	76.6	79.7
農 道					
延 長 (m)	—	—	—	218,238	218,049
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	—	—	—	126.6	—
林 道					
延 長 (m)	7783	21,816.2	42,465.7	53,687.4	55,925.4
林地 1 ha 当たり林道延長 (m)	—	—	—	7.2	—
水道普及率 (%)	—	—	—	94.7	94.5
水洗化率 (%)	—	—	—	72.1	85.1
人口千人当たり病院、診療所 の病床数 (床)				24.7	22.5

区 分	平成 25 年度末
市町村道	
改良率 (%)	60.7
舗装率 (%)	80.9
農 道	
延 長 (m)	217,718
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	—
林 道	
延 長 (m)	55,979.8
林地 1 ha 当たり林道延長 (m)	—
水道普及率 (%)	95.4
水洗化率 (%)	88.2
人口千人当たり病院、診療所 の病床数 (床)	21.6

(4) 地域の自立促進の基本方針

旧別子山村では、昭和48年の別子銅山の休山を契機として、急激な過疎化が始まってから今日までの約40年間に、観光を重要な産業として位置付け、自然を活かした各種の施設整備が行われ、それを軸として若者の定住、雇用の確保、都市住民との交流等の過疎対策が様々な形で打ち出されてきた。また生活基盤のほとんどを銅山に頼っていたために、休山による基盤の消滅に対処するため、村独自の生活基盤の整備のための様々な施策を展開してきた。

今後も、四季折々の景観に恵まれた豊かな自然環境と別子銅山産業遺産群などの地域資源を活かし、地域内外との交流を促進するとともに、安全安心な生活の確保に重点を置き、活力にあふれ、いきいきと輝くような地域づくりに取り組んでいかなければならない。

平成15年4月、別子銅山に由来する歴史・文化を共有し、豊かな自然に囲まれて、共に発展してきた新居浜市と旧別子山村が合併して生まれた新市では、地域資源の活用と住民の主体的活動をまちづくりの根底に置き、「共に創る 自然の営みと人の営みが響きあうまち」を目標とした。

こうしたまちづくりの展開に当たっては、新市の個性・特長である自然と銅山とともに歩んできた歴史・文化及び地域全体の連帯により、地域づくり活動への主体的参画のエネルギーを活かしていくこととしている。

このため、引き続き、次の基本方針に沿って事業を展開することとする。

ア 歴史・文化に包まれた賑わいと交流のまちづくり

山間部に広がる、別子銅山に由来する産業遺産、観光交流施設群と緑におおわれた豊かな自然環境を重要な地域資源として位置付け、生涯学習・交流空間として活かしていく。このため、別子山地域から新居浜市の中心市街地にかけての一連の整備を進めていく。

さらに、ボランティアやNPOなど人的資源の活用を図るとともに、観光施設のネットワーク化、情報発信などを積極的に実施し、個性的な交流事業を推進する。

イ 安心して、いきいきと暮らせる福祉と健康のまちづくり

別子山地域における、地形的要因による不安感を解消し、生活利便性の早急な向上を図るため、生命線とも言える県道の改良とともに、消防、救急、医療、水道・電力の供給、交通体系、情報通信網などの整備を図る。また、住民へのより充実した福祉・行政サービスの提供や住民コミュニティの維持、各種施設の整備による住民生活の質的向上を図る。

新たな定住促進事業を展開し、住居と働き場を提供することによって、各種産業の担い手となり得る地域に必要な人材の受入れを図るとともに、都市部と山村とを結ぶ交流を通じた新しいライフスタイルをアピールし、活力を呼び込んでいく。

ウ 文化と市民活動とが調和した集いと学習のまちづくり

世界に誇れる近代化産業遺産の発掘や、地域の歴史・文化を次世代に継承するための調査、実態把握、記録、価値の再評価、後継者の育成に努め、郷土の誇りであ

る歴史・文化の高揚を図る。さらに、「生涯学習都市宣言」の理念に基づき、公民館等の生涯学習施設の整備に努め、学習機会の提供を図り、ますます多様化・高度化しつつある市民の学習意欲に応え、市民の自主的・自発的な集いと学習を促していく。

また、別子山地域においては、学校教育、社会教育、スポーツ、コミュニティの環境の維持向上に努める。

エ 緑と水とをテーマにした循環と共生のまちづくり

森林は、林産物生産の場であるとともに、国土保全、水源かん養、動植物の生態系保全、生活環境保全、保健・レクリエーションの場の提供など、多面的な機能を有している。これらの機能が十分に発揮されるには、健全な森林が持続しうるシステムづくりが必要であり、自然環境との共生に留意しつつ、林産物の安定的かつ効率的供給体制を構築するため、森林施業等の担い手確保、林道網の整備、適切な森林の整備や保全を図る。

さらに、森林資源の循環利用・地球環境保全という新たな観点から、モデル森林の整備やそれらを活かした研究・学習の場をつくり、貴重な森林資源とそこからもたらされる緑と水の大切さを地域内外や後世代に伝えていく場とする。溪谷についても、森の恵みや自然の営みに接する場として活用を図る。

(5) 計画期間

計画期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

(6) 公共施設等総合管理計画（新居浜市アセットマネジメント推進基本方針）との整合

新居浜市アセットマネジメントの対象施設は、橋りょう、公園、下水道等の都市基盤分野の公共施設（土木施設）及び市営住宅、小中学校、市民利用施設、庁舎等の公共建築物とし、既存施設だけでなく、新設・改築を行う施設も対象として策定されており、以下の5点を基本的な考え方・方向性としている。

(1) 施設の計画的な維持管理

これまでの対処療法的な維持管理（事後保全）から、計画的な維持管理（予防保全）へ転換し、施設の劣化が進行する前に、計画的な維持管理（予防保全）を実施していくことで、施設の長寿命化を図り、施設のライフサイクルコスト※を縮減する。

※ライフサイクルコスト※ ……施設等の企画設計から、建設、運用管理、廃棄処分までにかかる生涯費用のこと。

(2) 建築物の目標使用年数

「建築物のライフサイクルコスト」（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）を参考とし、建築物の目標使用年数を65年とする。

(3) 市民ニーズや社会的要請への対応

市民ニーズや、環境問題・バリアフリーなどの社会的要請に対応した施設整備・

運営管理を目指す。

(4) 既存施設の有効活用や統廃合

既存の施設については、用途の見直しや統廃合も含め、多様な手法によりその有効活用を促進し、財政負担の軽減及び効果的な市民サービスの提供を図る。

また、施設の新設や改築にあたっては、都市計画等の関係施策との整合性を図りつつ、校区の再編や周辺施設との複合化もあわせて検討し、積極的に既存施設の有効活用を進め、可能な限り、新規施設整備の抑制を図る。

(5) 公共施設整備基金の積み立て

本市では、安全で快適な公共施設の管理及び財政の健全な運営に資するため、新居浜市公共施設整備基金を設置している。(平成26年度末基金残高 1,094,831千円)

アセットマネジメントを導入し、施設の長寿命化、更新費用の削減を図った場合においても、平成44年度以降30億円程度の施設の更新費用が見込まれることから、平成43年度末の公共施設整備基金残高20億円を目標に、計画的に基金への積み立てを行う。

別子山地域においても各種の公共施設を有していることから、新居浜市アセットマネジメント推進基本方針に基づき、計画的な施設の修繕や改修等の予防保全に努めることで施設の長寿命化を図るとともに、既存施設の有効活用や統廃合を進めることにより、現存する公共施設を良質な資産として次の世代に引き継いでいくこととする。

2 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

別子山地域の農家数は、2010農林業センサス（平成22年2月現在）で経営体は9戸、経営耕作面積は370アールとなっており、その耕作者は高齢者が多い。生産力は自家消費程度の規模がほとんどで、農業生産所得で生計を維持できる農家は皆無の状況である。市場からも遠く、本格的な市場出荷には大きなハンデを負っている。このようなことから後継者といえる者も皆無に近い。高齢化により農地は余り気味であるが、地形が急峻なため作業効率が悪い。今後は農地の流動化を促し、比較的生産条件のいい農地を有効に活用していく方策を探ることが重要となってくる。

平成26年度から地域連合自治会が事業主体となり、地域の冷涼な気候をいかした新しい特産物の開発を目標として、サトウカエデと朝鮮人参の試験育成に取り組んでいる。サトウカエデは苗1,800本の植樹を行い、早ければ10年後からメープルシロップや甘味料の原材料としての樹液採取を目指している。朝鮮人参については苗800本の植栽を行い、薬膳料理等の食材としての活用を目指している。現在のところ両者とも順調に生育しており、地域の新しい特産物としての期待が高まっている。一方でシカ、イノシシによる農作物への被害は当地域においても例外ではなく、獣害防止ネット設置等の適切な措置が必要とされる。

今後は、農道、かんがい排水等の施設の維持管理を進め、観光・交流と一体化した農業のスタイルを確立していくことが必要である。

イ 林業

別子山地域の森林面積は7,122haと、同地区の総面積の98%を占めており、公有林・民有林とも昭和30年ごろに植栽された林分が大半である。最近では、林業従事者の減少・高齢化や後継者不足等が益々深刻となっているほか、外材に対抗し得る生産・流通体制の整備の立ち後れ等多くの問題を抱えており、林業生産活動が停滞傾向にある。林道についても平成26年度末の総延長は約20,400mとなっており、林地1ha当たりの林道の延長が2.9mに過ぎず基盤整備が遅れている。

ウ 水産業

別子山地域内の銅山川流域においては、銅山川漁業協同組合が主体となって、アユ・アメゴ・ウナギの放流事業を実施しており、資源の保護及び増殖に努めている。以前は、地域内での放流や販売を目的としたアメゴ・ニジマス等の養殖が行われていたが、経営者の高齢化や後継者がいないため、すべて廃業している。このため、放流事業については県外から稚魚を購入し対応している。

エ 観光レクリエーション

広域観光の推進、余暇時間の増大、交通アクセスの改善により、観光入込み客数は増加しており、森林公園ゆらぎの森など観光客を満足させる施設、宿泊施設なども整備されている。課題としては、平成24年度に施設の廃止、解体を行った別子観光セ

ンター跡地を整備し、域内の周遊を更に促進する必要がある。また、森林公園ゆらぎの森の老朽化した施設・設備を改修し、施設機能の維持を図ることも重要である。これら観光施設等のハード面の整備に加え、ホスピタリティの向上などソフト面もさらに充実し、交流人口を増大させていくことが求められている。

また、広域的には、四国中央市とともに広域観光ルート「別子・翠波はな街道」のPRに努め、観光客増加の一翼を担っている。「別子・翠波はな街道」は、愛媛マルゴト自転車道のサイクリングロードの一部にもなっており、ここを走るサイクリストも増加傾向にある。

赤石山系と高山植物、銅山川、旧別子銅山地区一帯の産業・文化遺産等優れた観光資源に恵まれている別子山地域の資源の活用方法については、地権者等との検討が引き続き必要である。

オ その他

別子山地域においては、平成9年度から地籍調査事業に着手し、国の第6次十箇年計画に基づき継続してきた。土地に関する実態を的確に把握し、地域の整備や保全する資料として活用するため、今後も地籍調査を継続する必要がある。

(2) その対策

ア 農業

農道、かんがい排水等の施設の維持管理を継続的に進める。平成26年度から別子山地域に導入している「地域おこし協力隊」と地域が協力し合いながら、各種イベント時には、季節の農産物の即売などを行い生産意欲等の向上とPRに努める。遊休農地を有効に活用することによって、従来からの農作物に加え、新たな地域特産物の創出と安定供給を実現し、地域内観光施設への新鮮な食材の提供を行う。

また、地域連合自治会が主体となって取組を進めているサトウカエデ育成、朝鮮人参栽培を継続するとともに、別子山地域の豊かな自然を活かした地場産品等による別子山ブランドの創出を推進する。

そのため、ブランド製品の保管、加工、出荷施設等の整備についての取組を進める。

イ 林業

別子山地域にある民有林を含めた約7,100haの森林を有効活用するため、自然環境の保全等を行い、徐間伐等についての計画を行う中で、森林経営計画等の策定に取り組む。

長伐期施業や複層林施業を推進するとともに、人工林資源を活用するための作業路網の集中的な整備、間伐を中心とする計画的かつ効率的な森林整備を推進する。

また、シイタケ原木の計画的な供給を推進するためのクヌギ等の育成を中心とする森林施業や景観の維持向上を図り、森林とのふれあいの場を提供するための択伐、天然更新補助作業による天然林の維持、歩道の整備を推進する。

既存施設の森林公園ゆらぎの森を有効活用することにより、森林の持つ公益的機能についての啓発等を行うとともに、直接触れ、親しみ、体験できる場所を提供し、更にそこを拠点として農業、林業及び観光を一体化させ、都市住民との交流を図る。

別子山地域の地域材を活用し、別子木材センターにおけるスギ・ヒノキの製材品、集成材の加工流通量等の拡大を促進するため、木材加工流通施設等の整備に対し支援を行い、別子山地域における森林資源の地産地消及び雇用の推進を図る。

林道は、林業経営及び森林管理における基幹的施設であり、森林の多面的機能を発揮するための森林施業に欠くことのできない施設であるとともに、地域住民の生活環境の向上にも寄与するものであることから、林道の開設・改良等を計画的に推進する。

ウ 水産業

銅山川漁業協同組合が行っている種苗放流をはじめとする資源を守る活動に対する支援を継続する。

また、途絶えている養殖業については、養殖業を希望する者が現れた場合には、特産品・地域資源として地域とも協力して生産・流通・販売体制の構築や施設整備の支援、ブランド化や第6次産業化を支援する。

エ 観光レクリエーション

恵まれた自然環境と、地域の資源を生かした「周遊型観光」と「体験型観光」を推進することとし、そのため、森林公園ゆらぎの森をはじめとする観光拠点施設の整備に加え、旧別子観光センター跡地を有効活用できる施設整備を行う。交流人口を増やすことにより、地域の活力増進を図るため、森林公園ゆらぎの森等で開催される地域イベントの周知に努める。

また、旧別子観光センター跡地に現存する別子銅山筏津坑をはじめ、市民共通のアイデンティティである別子銅山の「近代化産業遺産」を保存・活用すること等により、観光だけではなく、文化、スポーツ振興の面から地域の活性化に繋げる。そのため、別子山地域から東平、端出場、立川、山根に至る軸を歴史文化軸として、さらに歴史文化軸から中心市街地につながる軸を都市中心軸として位置付け、近代化産業遺産関連施設のネットワーク化を図る。

オ その他

土地の所有者、境界位置、面積等を測量し、土地取引の円滑化や行政の効率化を図るために国の第6次十箇年計画に基づく地籍調査を継続実施し、早期の完了を目指す。

(3) 事業計画 (平成28年度～平成32年度)

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(1) 基盤整備 林業	保土野線開設 W=4.0m、L=500m 豊後線開設 W=3.0m、L=500m 床鍋線開設 W=3.6m、L=100m 市有林整備事業 水源涵養、土砂流出防止、自然環境保全を担うため、市有林の計画的な除間伐等を行う。	市 市 市 市	
	(4) 地場産業の振興 加工施設	木材加工流通施設等整備事業 別子山地域の木材を活用した製材品・集成材の加工流通の拡大を促進するため、木材加工流通施設等の整備に対し、支援を行う。	(有)別子木材センター	
	(8) 観光又はレクリエーション	ゆらぎの森施設整備事業 ゆらぎの森の施設・設備の老朽化が見受けられるため、計画的	市	

		な施設修繕を進める。		
		旧別子観光センター跡地整備事業 旧別子観光センター跡地を地域の特性を活かして整備を行う。	市	
	(9) 過疎地域自立促進特別事業	別子山遊休農地活用事業 別子山地域の農業を振興すると同時に地域の活性化を目指す。	市	
		別子山ブランド創出事業 別子山地域の冷涼な気候を生かした新たな農産品特産品の開発と定着を図る。	市	
		ゆらぎの森管理運営事業 新居浜市森林公園ゆらぎの森の円滑な管理運営のための経費。	市	
		公衆便所維持管理事業 別子山地区にある8箇所の公衆便所の保守点検、清掃等の維持管理を行う。	市	
	(10) その他	地籍調査	市	

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 現況と問題点

ア 交通

新居浜市との合併に伴い、別子山地域の住民の利便性の確保、また別子山地域と新居浜市街地との一体性を確保するため、別子山地域バスを、平成18年4月より1日2往復、平成26年4月からは1日3往復に増便して運行しているが、地域からは運行コース・時間などに関する要望もあり、検討が必要である。

主要地方道新居浜別子山線については、新居浜市街地と別子山地域を最短で結ぶ主要幹線道路であり、合併後の両地域の一体化には欠かすことのできない道路となっており、また、この道路沿いには、旧別子銅山跡や赤石山系など、多くの観光資源が存在することから、大型バスが運行できるように早期整備が望まれる。

主要地方道新居浜別子山線の別子山地域の舗装率は平成26年4月1日現在で98.8%であり改良率は80.7%となっている。また、冬季には積雪が20～30cmと四国地方としては多く、それに加えて日照時間の短い陰地側に道路が集中しており、除雪作業、タイヤチェーンの装着による路面の傷みも早い状態である。

農道については、観光・交流施策と一体化して整備していくことが重要である。

イ 通信

携帯電話等については、平成11年度に移動通信用鉄塔施設整備事業、平成17年度に主要地方道新居浜別子山線に携帯電話基地局を建設、平成19年度には、携帯電話の不感地区への対応を実施した結果、地域全域での携帯電話通信が可能となった。

また、急峻な山々に囲まれた同地域は、地理的諸条件によりテレビ難視聴地域であったが、国が行う電波障害対策工事と併せて地デジ対応工事を平成21年度に実施し、地域内でのデジタル化が完了した。

ウ 情報化

高度情報通信社会のメリットをすべての住民が享受できるよう、保健、医療、福祉、環境、観光、産業、文化、防災、交通等各方面にわたり、必要に応じて効率的かつ計画的に情報化を図る必要がある。

平成17年度には、敷設している光ケーブルを利用して、行政機関内での高速ネットワークが構築され、別子山支所において戸籍、税務業務等をはじめとする基本的な住民サービスが均等かつ迅速に提供できるようになった。

また、平成22年度、23年度には、ブロードバンド・ゼロ地域であった別子山地域において、情報通信格差を是正するため、市が国の補助金を受け別子山地域に光ケーブルを敷設した。その後、株式会社ハートネットワークへネットワーク網を貸し出し、当該地域でのブロードバンドサービスを行うとともに、一部地上ネットワーク網の整備が困難な地域には、衛星ブロードバンドによる整備を併用することで、地域情報格差の是正が図られた。

別子山地域には、固定系のアナログ式防災行政無線が整備されていたが、整備から

20年以上経過し老朽化が進んでいたことから、別子山地域全戸の戸別受信機を更新した。

エ 地域間交流の促進

豊かな自然に恵まれた景観・生活空間を活かして、活力のかん養や様々な生産活動、芸術活動、居住の場として位置付け、各種の交流促進施設を地域住民との協働によって整備するとともに、多様な広報媒体を積極的に活用しながら、一層活発な地域間交流の促進を図る必要がある。

(2) その対策

ア 交通

別子山地域住民の利便性確保及び別子山地域と市街地との一体性を図るため、別子山地域と市街地を結ぶ地域バスの運行を継続して行う。また、より一層安全で利便性の高い運行を確保するため、運行コース・時間、また地域バスの使用状況に応じ、新しい車両購入についても検討する。

別子山地域と中心市街地を結ぶ主要幹線道路を整備し、都市部の保健・医療機関及び福祉施設等への利便性を図るとともに、都市部と山間住民の交流による市域の一体化を促進する。このため、主要地方道新居浜別子山線の早期整備を促進する。

住民生活に密着した生活道路については、利便性の確保と防災対策のため、市道の拡幅、舗装等を計画的に継続、推進する。

イ 通信

緊急時の通信を確保するために、移動通信用施設の計画的な維持管理を継続する。

ウ 情報化

業務の効率化と行政サービスの向上のため、情報通信機能の適正な維持管理を実施する。

災害発生時の孤立化を未然に防止すると同時に、災害情報の瞬時伝達のため、デジタル防災行政無線システム（屋外拡声子局、中継局、別子山地域の各戸及び公共施設等の戸別受信機）の計画的な維持管理を継続する。

エ 地域間交流の促進

個人の価値観が多様化し、余暇時間の増加による生活様式の変化等により、本物の自然への魅力が見直されている。

このようなことから、平成26年度から導入している「地域おこし協力隊」と連携しながら、別子山地域で実施するイベントなどあらゆる機会を利用し、地域からの情報を発信すると共に、恵まれた自然景観や歴史的に価値の高いと思われる産業遺産等地域文化の特色を活かし、貴重な資源として活用し地域間交流を促進することで、交流人口の拡大を図る。

(3) 事業計画 (平成28年度～平成32年度)

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(1)市町村道 道路 (大野線・蔭地線・大湯線)	市道改良事業 W=4.0m～6.0m L=458m	市	
	(7)自動車等 自動車	バス車両購入事業	市	
	(10)地域間交流	別子山自然・歴史体験学習事業	市	
	(11)過疎地域自立促進特別事業	別子山地域バス運行費 別子山地域と市街地を結ぶ地域バス運行費。別子山地域住民の新居浜市街地への通勤、通院、通学、買い物等の交通手段の確保及び別子山地域への観光のための利用等地域間交流が図られる。	市	

4 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道

新居浜市別子山簡易給水施設条例に基づく別子山地域内5給水施設から給水区域住民に対して安全な飲料水を安定して供給している。

将来にわたり、安全・安心・安定的な飲料水を供給できるよう、簡易給水施設の適切な管理・運用を行っていくことが必要である。

イ 下水道等

排水処理については、地域の約半数は合併処理浄化槽によるものになっているが、残りは谷川に直接排水されており、河川汚染環境悪化の要因となっている。

ウ 廃棄物

合併により分別収集が徹底強化され、別子山地域では、燃やすごみ（週2回）、資源ごみ（びん、缶、ペットボトル、古紙類）（月2回）、プラスチック製容器包装ごみ（週1回）、不燃ごみ（月2回）、有害ごみ（年4回程度）のステーション収集を行っている。また、大型ごみについては、申込みによる戸別収集を行っている。

最近では観光客等の増加により廃棄物の不法投棄が増加し、その対応に苦慮している。

エ し尿

新居浜市との合併後は、新居浜市の委託業者によるし尿収集を行っている。

オ 消防救急

急峻な山地に囲まれた地形であるため、一度火災が発生すると大災害になるおそれがある。消防・救急及び救助業務については、平成15年4月1日から合併前別子山地域を管轄していた宇摩地区広域市町村圏組合に、平成16年4月1日からは、市町村合併に伴い四国中央市に事務の委託を行っている。あわせて、消防・救急業務については市民生活の根幹にかかわる最重要課題であることから、災害時等に迅速な対応が可能な初動体制を強化するため、消防救急無線デジタル化に対応した消防無線中継局等の整備を行った。

消防水利については、別子山地域内の3か所に耐震性貯水槽を整備することにより有効水利を確保し、消火体制の充実を図っている。

また、自然災害、山岳遭難等の起こる危険性が高いが、これに対して別子山地域の消防団員はわずか25名で、高齢化が進み、有事の際の出動体制に不安がある。

更には、消防団詰所等が4か所に分散され、施設車両等の維持管理も困難な状況であったため、平成26年3月に瀬場・肉渕・成の詰所等を統合し、自主防災組織等が連携して活動できる新たな別子山地域の防災拠点施設として、保土野の別子小学校敷地内に別子山分団詰所を新築整備し、消防団活動の活性化を図り、地域防災力の向上に努めている。

カ 住宅

既存の公営住宅や活性化推進住宅については、別子山地域への定住促進のための受け皿としての役割を果たしているが、建設年度が古いため、定期的な補修が必要である。平成21年度には別子山地域の活性化を目的として、各産業の就労者又は地区への定住希望者に対し、低廉な家賃で住宅を賃貸するため、活性化推進住宅を4棟4戸新築した。

キ その他関連施設

別子山地域において、ガソリンや灯油は住民生活に不可欠な物資であるが、地域内の人口減少に加え、平成33年には地下タンク改修の期限を迎えることから、身近でガソリンや灯油を調達できない事態が生じないよう安定供給の仕組みを構築する必要がある。

(2) その対策

ア 水道

飲料水供給施設については、別子山地域内5簡易給水施設の適切な管理・運用を行い、安心安全で安定的な飲料水の供給を目指す。

イ 下水道等

生活排水処理対策については、平成25年策定の「全県域下水道化基本構想」に基づき、合併処理浄化槽による整備を図る。

ウ 廃棄物

資源の再利用等の見地から分別収集を徹底する。廃棄物の不法投棄については、看板、広報紙、各種集会を利用し、住民、観光客等のモラル向上を図り、廃棄物の不法投棄を防止する。

エ し尿

水源地域でもあることから、衛生的な環境づくりを図るため、合併処理浄化槽の普及促進を行い、し尿処理体制の充実を図ることとする。

オ 消防救急

消防・防災及び救急体制については、防災拠点としての機能も併せ持つ消防団詰所の整備完了に伴い、消防団が地域の防火防災のリーダーとして自主防災組織等の教育訓練に指導的な役割を担い、住民と連携強化を図りながら地域防災力の強化に取り組んでいく。

また、救急業務については、東予地域メディカルコントロール体制の更なる推進による救急活動の高度化を図るとともに、大規模災害及び山岳遭難事故等の各種災害発生時の消防対応力を一層高めるため、県消防防災ヘリコプター等を活用した関係機関との連携強化による、広域かつ効率的な消防防災体制の充実強化を図る。

カ 住 宅

市内外からの定住促進の受け皿として、既設の公営住宅や活性化推進住宅について、適正な管理、有効な活用を図る。

キ その他関連施設

給油所は、自動車用の燃料だけでなく冬期暖房用の燃料供給拠点でもある。給油所の撤退は、特に高齢者等への影響が大きく、地域の活力を維持していくためにも、ガソリンや灯油の安定供給の確保に取り組む。

(3) 事業計画 (平成28年度～平成32年度)

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 生活環境の整備	(1)水道施設 その他	別子山簡易給水施設整備事業	市	
	(7)過疎地域自立促進特別事業	別子山簡易給水施設管理費 平成25年度より、新居浜市別子山簡易給水施設として運用を開始している水道施設の維持管理を行う。	市	
	(8)その他	給油所確保事業 別子山地区に1箇所あるガソリンスタンドのタンクの改修が必要となることから、ガソリンスタンドの維持により、地域へのガソリン・灯油の安定供給の確保を図る。	市	

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

平成17年の国勢調査時の高齢者比率は43.9%であったが、平成22年の国勢調査時の高齢者比率は48.6%となっており、過疎化による高齢化が確実に進行している。

そのため、独居高齢者緊急通報システムを整備し、独居高齢者の生活の安全と孤独感解消を図っており、また、高齢者が生きがいを持って生活していくため、要介護認定で自立と判定された方、及び要介護状態が軽く、生活機能の改善が見込まれる65歳以上の高齢者を対象に、総合福祉センター別子山分館にて通所による生活指導、健康状態の確認、食事、入浴、趣味活動などを行う生き生きデイサービス事業を実施している。

平成22年の国勢調査時の地域内の高齢者を抱える世帯は61世帯であり、全世帯の66.3%と半数を超えている。このうち独居高齢者世帯は24世帯、高齢者夫婦のみの世帯は15世帯あり、今後更に独居高齢者世帯は増えるものと予測される。

また、保育所では、平成23年度以降、入所児童数が2～4人で推移しており、微増しているものの、継続した入所児童の増加は見込み難い状況である。

(2) その対策

高齢者については、地域を支える貴重な人的資源として、積極的な社会参加を促進し、寝たきりを予防するために健康づくり施策を行うとともに、高齢者が生きがいを持って安心して暮らせる体制づくりを進める。

特に、独居高齢者を地域において支え合う体制づくりを進める。そのため、引き続き独居高齢者緊急通報システムを整備し、高齢者見守り推進事業を継続・強化する。また、自立生活の助長、要介護状態になることを予防するために、引き続き、生き生きデイサービス事業等を実施する。

さらに、社会福祉協議会との連携・協働により各種サービスやボランティア活動を通し、地域福祉の向上を目指す。

別子山地域は、過疎化により若年労働者が減少しているため児童数が減少している。今後も保育所を存続することにより、子育て支援の充実及び児童の健全育成を図る。

(3) 事業計画 (平成28年度～平成32年度)

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(9)その他	緊急通報システム整備事業 生き生きデイサービス事業	市 市	

6 医療の確保

(1) 現況と問題点

平成15年4月の新居浜市との合併に伴い、別子山地域の医療・保健サービスの拠点として、新居浜市総合福祉センター別子山分館内に別子山診療所を開設した。診療所では、週1回の診療所業務（外科：第3木曜日、内科：その他の木曜日）を行っており、毎回多くの受診者を受け入れている。疾病の早期発見・早期受診体制の確立、慢性疾患の継続診察のためには、今後も別子山診療所の維持充実が必要である。

(2) その対策

別子山地域において、診療所の継続により、定期診療システムの確立を行い、医療体制の整備・充実を図る。

また、市街地との連携を進め、健康増進から疾病の予防、治療、リハビリテーションに至る医療機関の協力体制を充実する。

地域保健活動の充実のために、保健師や栄養士による健康相談、健康教育事業を実施し、健康意識の向上を図る。

(3) 事業計画 (平成28年度～平成32年度)

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 医療の確保	(3) 過疎地域自立促進特別事業	別子山診療所運営補助 別子山における地域医療・保健活動の拠点として、毎週木曜日の午後一般社団法人新居浜市医師会が開設する別子山診療所の運営を補助により、医療体制の整備充実を図る。 。	新居浜市医師会	

7 教育の振興

(1) 現況と問題点

学校教育については、別子山地域には、同一敷地・同一校舎内に小学校及び中学校1校が併設されており、平成27年5月1日現在の児童及び生徒数は小中学校合わせて5人と非常に少ない。

別子中学校については、平成15年度に屋上防水改修工事等を行ったが、耐震診断の結果、小・中学校ともに校舎の補強工事が必要であった。小学校については、耐震診断の結果、コンクリート強度が極めて低く補強方法もなかったことから、まず、中学校校舎について平成22年度に耐震補強工事を実施するとともに、小学校を中学校校舎へ平成22年度の年度途中に移転し、子ども達が安全に学校生活を送ることができるよう対応した。

別子小中学校は、平成16年度から小規模特認校制度を導入してきたが、児童生徒数の減少が続き、今後は廃校への危機的な状況にある。

社会教育については、公民館を中心とした豊かなふるさとづくり推進のための活動について積極的な活用が求められている。

(2) その対策

学校教育における環境整備を図るとともに、特色ある教育課程の編成や豊かな自然環境を活かした多様な学習カリキュラム等の実施により、市内外から児童生徒を募集するなど地域の活性化と結びつけた活力ある学校環境づくりを推進する。

また、地域の教育・文化・スポーツ活動の交流拠点として、積極的な活用を図っていく。

別子小・中学校の教職員のための積善寮及び保土野寮については、利用環境の向上のために定期的な補修を行い、適正な維持管理を図る。

公民館においては、地域の特性に応じた各種講座、行事等を実施し、高齢者の生きがい対策としての学習機会の拡充を図り、地域づくりの拠点としての役割を発揮する。

また、安心して学習に参加でき、利用者のすべてにとって使いやすい施設となるよう公民館等の社会教育施設の整備に努める。

(3) 事業計画 (平成28年度～平成32年度)

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 寄宿舍 教職員住宅	別子中学校まなび 創生事業 別子中学校まなび 創生事業	市 市	

8 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

別子山地域は別子銅山という世界的な鉱山の街として、栄枯盛衰を鉱山と共にした歴史を持つ。まちの原点と歴史的な発展の過程を同じくする新居浜市との合併により、現在は産業遺産群を活かした一体的なまちづくりが進められている。

平成25年3月には別子山のエドヒガンザクラを市天然記念物に指定した。地域連合自治会が周辺広場を整備しコンサートを開催するなど、文化財を活用した地域活性化に力を入れている。郷土芸能においても、角野地区の別子銅山せつとう節などと連携し、別子銅山という共通の遺産を活かして地域文化を大切に守っていく取組が行われている。

しかし、少子高齢化に加え市街地への人口流出に歯止めがかからず、伝統文化の担い手、後継者の絶対数が不足しており、地域文化の保存伝承が危ぶまれている。

(2) その対策

小中学校・公民館を中心に、森林公園ゆらぎの森やふるさと館などの施設を活用して「牛若踊り」「しょうがえな踊り」「別子太鼓」などの地域に伝わる伝統文化の復活・伝承活動を継続的に実施することにより、郷土愛の醸成を図る。

また、市内郷土芸能関係団体との交流を一層深め、郷土芸能発表会などの場における積極的な活動を行い、市域内への情報発信を行う。

9 集落の整備

(1) 現況と問題点

別子山地域は、別子山支所、郵便局、駐在所等がある弟地地区、小・中学校、公民館、保育園、ふるさと館等がある保土野地区の2集落を中心に、銅山川に沿って小集落が点在している。各集落ともに高齢者が多く自治会活動等は、数少ない青壮年層の負担となっている。また、災害発生時は地理的な条件も重なり、迅速に対応することが難しい。

別子山支所は、本庁からの距離的な問題を考慮し、住民への公共サービスの低下を招かないよう、今後も存続させる必要がある。なお、庁舎については、昭和30年代前半に建設されたものであり、老朽化が著しく、耐震構造にもなっていないため、改修等の対応が必要である。

(2) その対策

弱体化する集落のコミュニティ及び機能維持のため、生活道路の整備により各集落との連絡連携を充実させる。今後特に集落のコミュニティ及び機能維持が困難な地域に対しては、住民の意向に配慮しながら、必要に応じ集落の再編成や生活サービス等の集約による「小さな拠点」づくりの整備を通じて居住環境の向上を図る。

また、地域における災害時の要援護者の安否確認のために、要援護者避難支援プランの作成など、自主防災組織の活性化による自主防災体制の充実を図る。

あわせて、別子山の魅力や山村生活のよさを理解してもらい、ひいては定住者の確保・増大につながるよう、短期滞在事業を実施するとともに、平成26年度から導入している「地域おこし協力隊」についても、定住に向けた各種支援を継続し、新規隊員の導入についても積極的に取り組む。

別子山支所については、行政サービスの低下を招くことがないよう今後も存続させていく。また、支所庁舎の改築については、主要地方道新居浜別子山線拡幅工事の状況も考慮しながら、他の機能や生活サービスとの集約も勘案した「小さな拠点」づくりへの対応も検討する。

(3) 事業計画 (平成28年度～平成32年度)

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 集落の整備	(1) 過疎地域集落再編整備	別子山支所等整備事業 別子山支所の老朽化が著しいことから、「小さな拠点」づくりも考慮した再編を検討する。	市	
	(2) 過疎地域自立促進特別事業	別子山おためし移住事業 別子山での定住者の確保を図るため、お試し移住を通して、別子山の魅力を理解してもらい、定住意欲の増大を図る。	市	
	(3) その他	地域おこし協力隊推進事業 都市部から、地域おこし協力隊として若者を受け入れ、地域の活性化を図る。	市	

10 その他地域の自立促進に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

別子山地域の森林は、水源のかん養や土砂の流出・崩壊防備機能等の公益的機能が高く、木材生産を始めとする林業経営にとっても非常に重要な地域となっている。

しかしながら、林業従事者の減少、高齢化、後継者不足また、木材価格の低迷などにより、除間伐等が十分でない森林や手入れされないまま放置された森林が増えており、適切な森林の施業実施が望まれている。

そのため、当地域の豊かな自然環境を貴重な地域資源として捉え、森林の保全と活用に向けてシステム整備を図りながら、地球温暖化防止など森林の有する多様な機能を維持増進し、より良好な状態で次世代に引き継いで行くことが求められている。

また、自然環境を適切に活用することにより、緑や自然とのふれあいの場を創出し、市民が潤いと安らぎを感じられる場や機会の充実を図り、地域間交流につなげていくことが求められている。

別子山地域は、過疎化・高齢化の進展により集落活動の停滞や荒廃遊休農地の増加など多くの課題を有している。人口の減少が進むなか、地域の活性化を図り人々の生活を支えていくためには、都市住民等の力を活用し地域の新たな担い手として育成し、将来的には定住に結びつく施策が求められている。

また、別子山ブランドの創出や生活サービスを維持していくための各種事業の実施主体となる、地域住民参加型の新たな組織を設立することが求められている。

(2) その対策

別子山地域の自然環境、特に、森林環境を保全し、豊かな森林資源を活用するため、地球温暖化防止に役立つ森林の施業に係る費用を助成するとともに、体験型環境学習、自然探索等の場として活用し、地域間交流事業を推進する。

また、平成24年度から森の魅力の再認識と交流人口の増大による地域の活性化を目指して、新居浜の観光資源である太鼓台のかき棒用木材の育成事業（太鼓の森整備事業）については、今後も事業継続する。

別子山地域の振興のため、都市住民等が一定期間移住し、地域活動等に参加し地域の活性化を支援する総務省の「地域おこし協力隊」事業を推進する。また、協力隊員の活動を支えていくとともに、別子山ブランド創出事業等を通して雇用創出を図り、隊員の定住につなげる。

さらに、各種事業の受け皿となり、働く場の創造や高齢者の生きがいくくりにもつながる、地域住民による住民参加の組織である企業組合等の設立や活動に対する支援を行う。

(3) 事業計画 (平成28年度～平成32年度)

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 その他地域の自立促進に関し必要な事項		森林環境保全整備事業 太鼓の森整備事業	市 市	

事業計画（平成28年度～平成32年度） 過疎地域自立促進特別事業分

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	過疎地域自立促進特別事業	別子山遊休農地活用事業 別子山ブランド創出事業 ゆらぎの森管理運営事業 公衆便所維持管理事業	市 市 市 市	
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	過疎地域自立促進特別事業	別子山地域バス運行費	市	
3 生活環境の整備	過疎地域自立促進特別事業	別子山簡易給水施設管理費	市	
5 医療の確保	過疎地域自立促進特別事業	別子山診療所運営補助	新居浜市医師会	
8 集落の整備	過疎地域自立促進特別事業	別子山お試し移住事業 地域おこし協力隊推進事業	市 市	